

長野県子どもの貧困対策推進計画

～生まれ育った環境にかかわらず
すべての子どもが夢と希望を持って成長する長野県を目指して～

平成 28 年 3 月

長 野 県

長野県子どもの貧困対策推進計画 目次

はじめに

第1章 現状と課題

第1節 背景

- 1 子どもの貧困率（全国）
- 2 経済的に厳しい状況におかれた子どもの状況
- 3 困難を抱える家庭や子どもの状況

第2節 調査結果等による現状と課題

- 1 調査の概要
- 2 主な調査結果
- 3 課題の整理

第2章 基本目標・あるべき姿

第3章 総合的な施策展開

第4章 基本目標に向けた「重点的な取組」

<取組1> 長野県の地域資源を活用した家庭養育の補完の仕組みづくり

<取組2> 切れ目ない教育費の負担軽減等による子どもの希望を実現できる学びの支援

<取組3> 早期の課題解決に向けたアウトリーチ型支援による要支援家庭の孤立化の防止

第5章 推進体制

附属資料

- 平成27年度長野県ひとり親家庭実態調査結果
- 長野県「子どもの声アンケート」結果
- 子どもの貧困対策推進チーム設置要綱

はじめに

平成 25 年 6 月に成立、平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）において、都道府県は子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとしてされました。

平成 26 年 8 月に国が「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、長野県は部局横断的なワーキンググループを庁内に設置して、有識者からの聞き取り、現状と課題の整理、施策の検討を行い、平成 27 年 3 月に改定した「ながの子ども・子育て応援総合計画」に子どもの貧困対策の方向性を盛り込み、法律に基づく長野県の「子どもの貧困対策計画」としました。

本計画は、この「ながの子ども・子育て応援総合計画」を基として、さらに詳細に実態を調査し「子どもの貧困対策」に特化して策定しました。

特徴的なこととしては、「長野県ひとり親家庭※実態調査」などにより、詳細な実態把握に努めたことです。また、子どもの貧困対策の「基本目標」「あるべき姿」を設定し、あるべき姿を達成するための総合的な施策を整理し、さらに、明らかになった課題解決に向けて重点的に取り組む施策パッケージをとりまとめました。

計画期間は「ながの子ども・子育て応援総合計画」に基づき、平成 28 年度・29 年度の 2 年間で、子どもの貧困対策として第 1 弾の取組として着手します。

現状把握や施策の展開の参考として活用した「長野県ひとり親家庭実態調査」（平成 27 年 8 月）及び「子どもの声アンケート」（平成 27 年 8・10 月）の結果を、附属資料としています。

※ ひとり親家庭 母子家庭及び父子家庭

母子家庭 配偶者のない女子で、現に児童(20歳未満の者)を扶養している母と児童の家庭

父子家庭 配偶者のない男子で、現に児童(20歳未満の者)を扶養している父と児童の家庭

第1章 現状と課題

第1節 背景

第2節 調査結果等による現状と課題

第1章では、計画策定の背景として、貧困率等、経済的に
厳しい状況におかれた子どもや家庭の状況を整理するとと
もに、「長野県ひとり親家庭実態調査」等の結果から見えた
現状と課題を整理しました。

第1節 背景

1 子どもの貧困率（全国）

- ※1
- 全国の子どもの貧困率は上昇傾向にあり、約6人に1人の子どもが貧困の状態にあります。
 - 特に、大人1人で子どもを養育している家庭の貧困率が高くなっています。

※2
子どもの貧困率はおおむね上昇傾向にあり、平成24（2012）年には16.3%となっています。

※2
子どもがいる現役世帯の貧困率は15.1%となっています。また、大人が1人の世帯の貧困率は54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

図1-1-1 子どもの貧困率（年次推移）

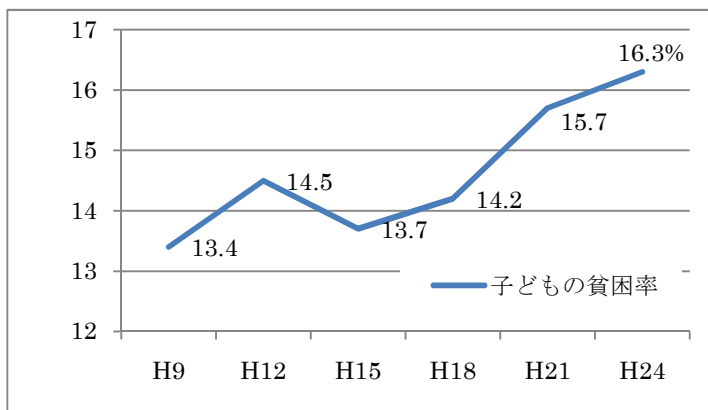
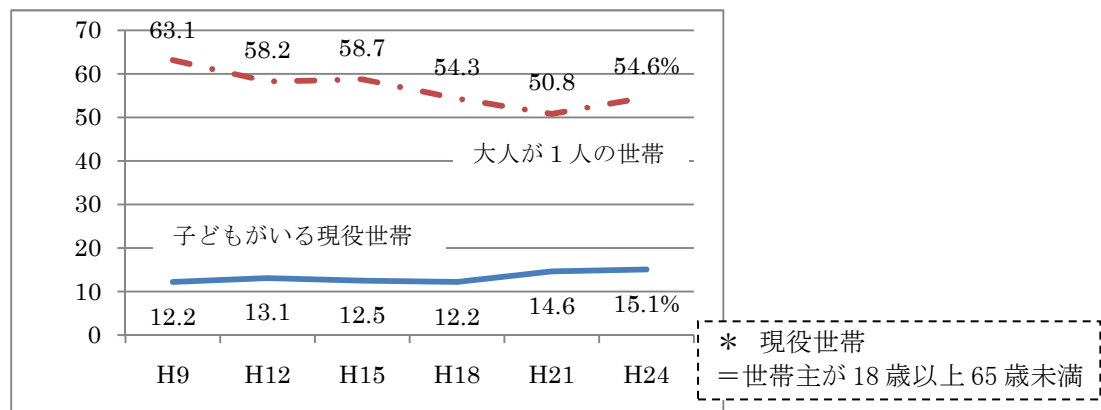


図1-1-2 子どもがいる現役世帯（*）の世帯員の貧困率（年次推移）



（出典）厚生労働省「国民生活基礎調査」

※1 貧困率(相対的貧困率)は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものをいう。(等価可処分所得が不詳の世帯員は除く。)

※2 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

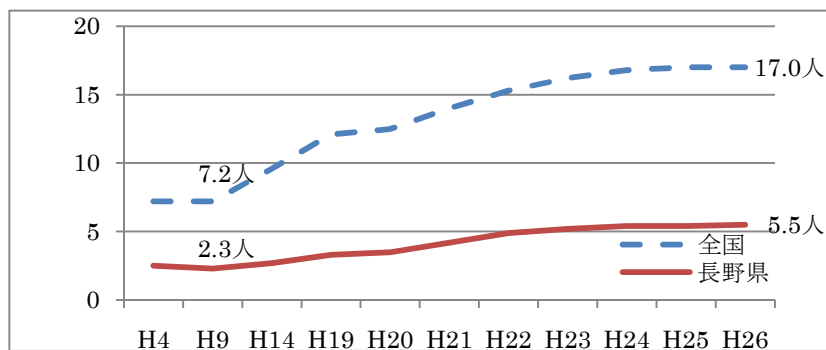
2 経済的に厳しい状況におかれた子どもの状況

■ 本県の生活保護の被保護率や就学援助制度の対象となる要保護・準要保護児童・生徒の割合は全国と比べて低い状況にありますが、年々上昇しています。

本県の生活保護の被保護率は、平成 26 年度に人口 1,000 人当たり 5.5 人で、全国平均の 17.0 人と比べると低い状況にあります。ただし、長野県の最低値である平成 9 年度以降、ゆるやかに増加しています。

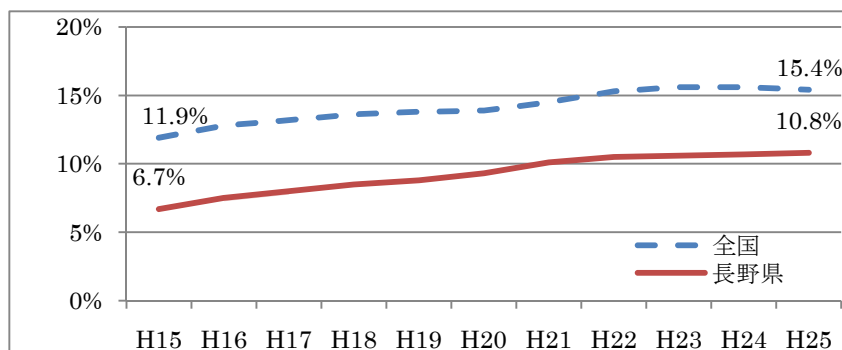
就学援助制度^{※1}の対象となっている要保護・準要保護の児童・生徒の割合は、平成 25 年度 10.8%となっており、全国の 15.4%と比べて低い状況にありますが、年々上昇し、10 年前に比べ、約 4 ポイント増加しています。

図 1-1-3 生活保護被保護率の推移（人口 1,000 人当たり受給者数）



(資料) 地域福祉課

図 1-1-4 就学援助対象（要保護・準要保護）児童・生徒の割合



(資料) 義務教育課

※1 就学援助制度:「学校教育法」(昭 22 法 26)第 19 条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者(準要保護者)に対し、就学援助が行われている。

3 困難を抱える家庭や子どもの状況

- 県内のひとり親家庭の数は、母子家庭、父子家庭ともに増加傾向にあります。
- 本県では600人前後の子どもたちが、乳児院、児童養護施設、里親の下で生活しています。
- 生活保護世帯の子どもや児童養護施設で暮らす子どもの進学率は、全体に比べて低い傾向にあります。

県内のひとり親家庭は、平成27年6月1日現在、母子家庭が23,630世帯、父子家庭が3,216世帯で、それぞれ全世帯に占める割合が2.9%、0.4%となっており、世帯数、構成比ともに増加傾向にあります。

県内の乳児院、児童養護施設や里親の下で暮らす子どもは、平成27年11月1日現在632人で、8割が児童養護施設で生活しています。

長野県の生活保護世帯の子どもと児童養護施設で暮らす子どもの大学等への進学率はそれぞれ29.4%、35.3%で、県全体の79.4%に比べ低い状況にあります。

図1-1-5 ひとり親家庭数（年次推移）

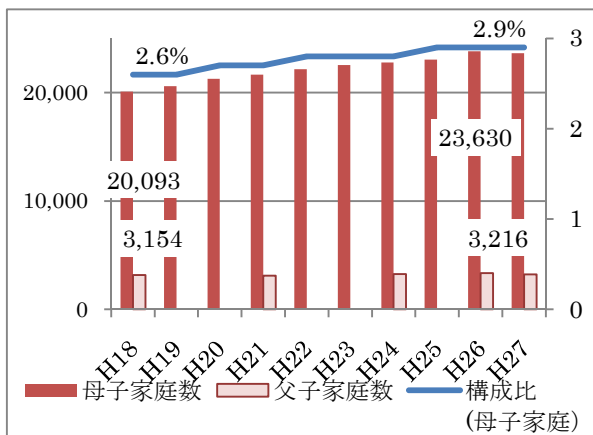
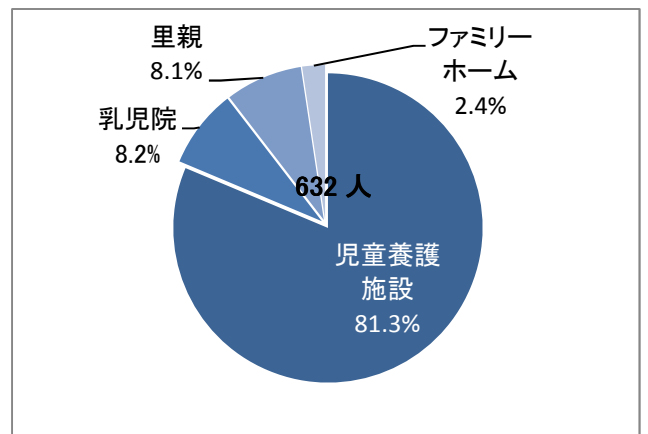


図1-1-6 児童養護施設・乳児院入所児童



(資料)こども・家庭課

図1-1-7 大学等進学率（H24；H25.3月卒業）

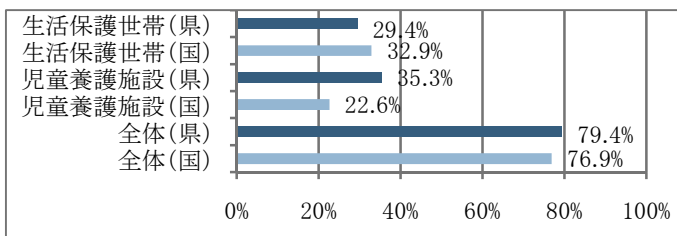


図1-1-9 ひとり親世帯の年間総収入

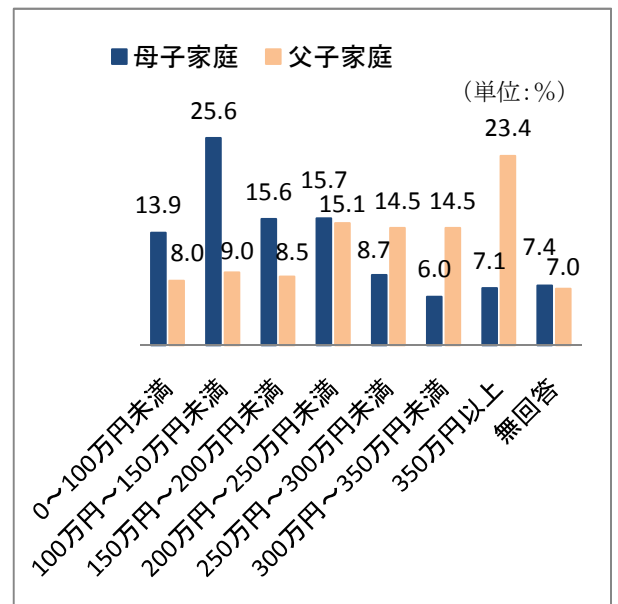
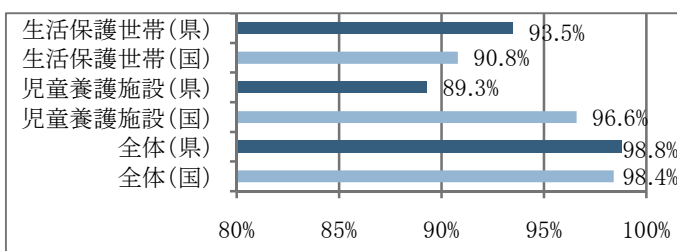


図1-1-8 高校等進学率（H24；H25.3月卒業）



第2節 調査結果等による現状と課題

1 調査の概要

「子どもの貧困」対策を進めるにあたり、詳細な実態把握をするため、関係者からの聞き取り等を行うとともに、「長野県ひとり親家庭実態調査」「子どもの声アンケート」を実施しました。

平成27年度長野県ひとり親家庭実態調査

1 目的

県内におけるひとり親家庭の実態を把握し、ひとり親家庭の行政ニーズに対応するためアンケート調査を行い、今後の「子どもの貧困対策」及びひとり親家庭福祉施策の充実のための基礎資料とする。

2 調査の方法

(1) 調査対象 ひとり親家庭のうち児童扶養手当受給資格者

・調査票配付数 18,761 世帯

・調査票回収数 9,350 世帯（うち母子世帯 8,697 世帯、父子世帯 614 世帯）

・回収率 49.8%

(2) 調査手順

① こども・家庭課から市町村に、アンケート調査票（無記名アンケート方式）を送付。

② 市町村から現況届送付時に調査票を同封し、現況届提出時回収。

(3) 調査基準日 平成27年8月1日

3 調査項目

家族状況、就業状況、収入等の状況、困りごと、子育てや家庭教育 等

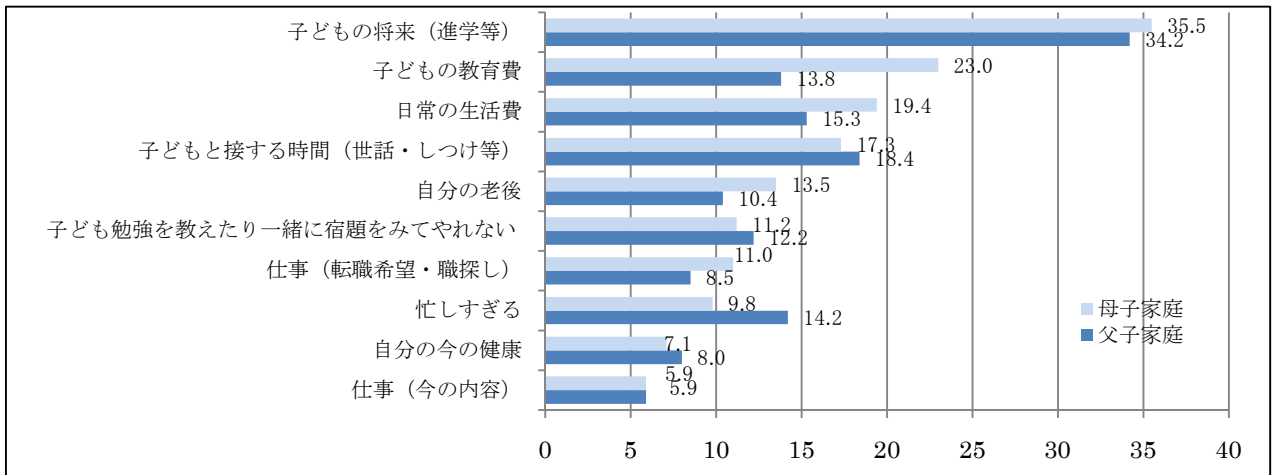
長野県「子どもの声 アンケート」

下記対象の小学校4年生から18歳の子どもに対し、将来なりたい職業、将来行きたい学校、希望をかなえるのに必要なもの等について調査

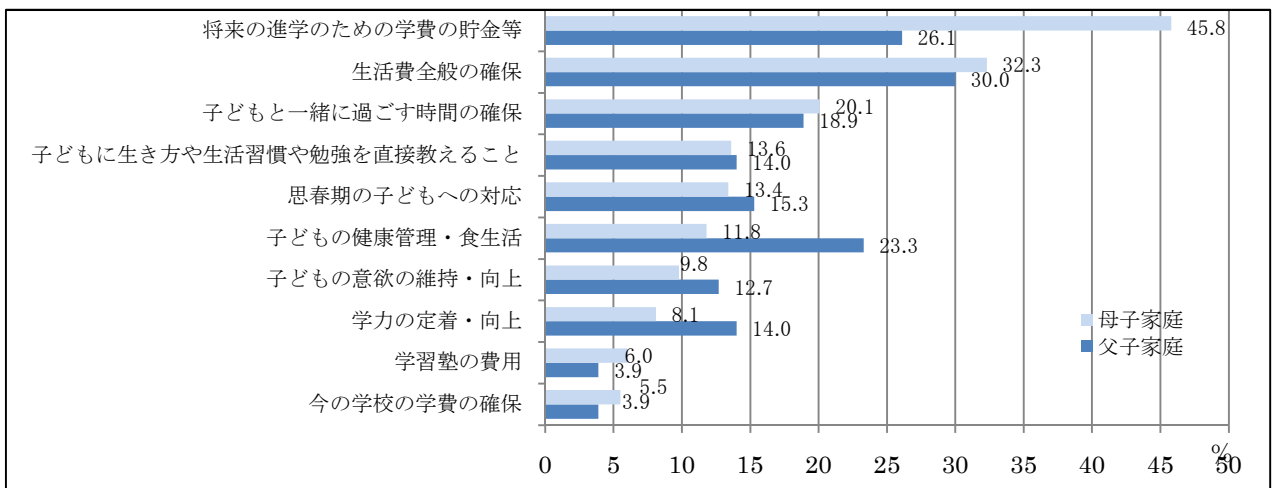
対象	調査期間	回収数
県内のひとり親家庭（上記）の子ども	平成27年8月1日(基準日)	4,466
県内の児童養護施設で暮らす子ども	平成27年10月1日～9日	266
県内在住の里親の下で暮らす子ども	平成27年10月1日～31日	22

2 主な調査結果

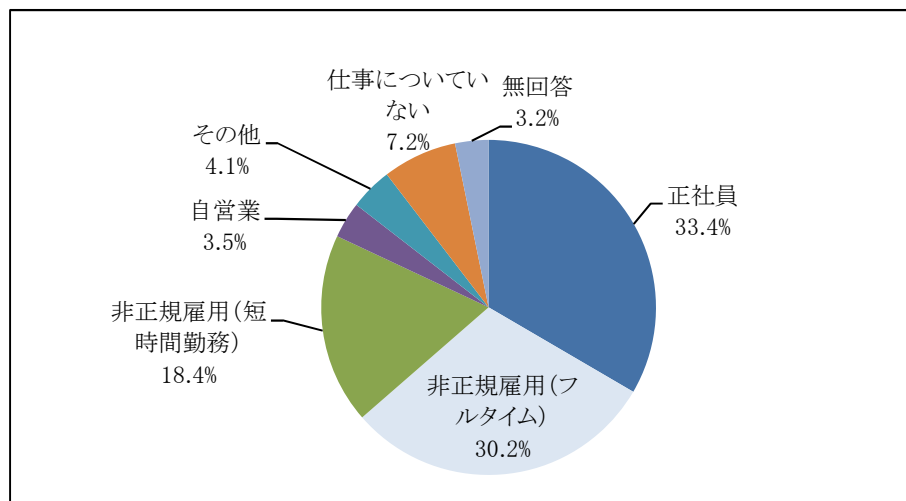
＜現在困っていること＞（複数回答 上位10項目）（図1-2-1）



＜子育ての中で大変なこと＞（複数回答 上位10項目）（図1-2-2）



＜母子家庭の母 勤務形態＞（図1-2-3）



(ひとり親 自由記載)

○子育てに関する不安

- ・土、日、祝日、仕事で遅い時、出張の時の子どもの預ける場所
- ・送迎ができないので習い事や部活動はできない
- ・勉強を見てあげられないので無料の塾、塾代のサポートを
- ・高学年～中学生が常に放課後から夜まで一人であるので非常に不安
- ・仕事が遅番で家事ができず仕事をしないと生活費がないので子どもといることができない
- ・子どもが高校になると教育経費等の出費が増えるのに児童手当、就学援助がなくなる

○子どもの将来への不安

- ・介護、子育てを一人で担うのは大変、その上、子どもの高額な学費を得ることは至難のこと。子どもがそれらのことを理解し、将来に夢や希望を見出せないことが心配
- ・どんなに無理をしても子どもの進学のための費用が出ない
- ・奨学金をもっと借りやすいものにしてほしい
- ・高3の娘は進学を希望していたが就職に変更してもらった。申し訳ないと思う

○不安定な就労環境

- ・非正規雇用で生活が安定しない
- ・この先働けなくなったらと考えると不安
- ・期間雇用のため更新してもらえるか
- ・病気になると収入がない
- ・時給制なので仕事の割に給料が安い

○生活に関する不安

- ・ガス、電気、水道料等の減免があると助かる
- ・医療費負担ゼロにしてほしい
- ・児童扶養手当の増額を希望
- ・公営住宅に入りたいが、なかなかくじが当たらない
- ・相談する相手がなく心細い

(ひとり親家庭の子ども 自由記載)

○家族に関する不安

- ・ 親と遊ぶ時間がない (小学生)
- ・ 家族が死んじゃったら生活はどうか (小学生)
- ・ お母さんが入院した時、家にずっと一人でとても困ったけど誰も助けてくれなかった (中学生)
- ・ 朝早くから夜遅くまで仕事をしている母が心配 (中学生)
- ・ 親に怒られるのでアルバイトをやらないといけない (高校生)

○生活面でのお金がないこと

- ・ 友達はゲーム機を持っているが僕の家はない (小学生)
- ・ 習い事をしたいがお金がなくてできない (小学生)
- ・ 父から養育費が入らず困っている (高校生)

○学力、勉強に関する不安

- ・ 勉強がわからなくても、親もわからなくて教えてもらえない (小学生)
- ・ 塾に行きたいがお金がないため行けない (中学生)
- ・ 勉強すればいいのだが、自分だけだとわからないところがある (高校生)
- ・ 勉強できる場所がほしい (高校生)

○進学等将来に対する不安

- ・ 夢はかなえたい。自分も頑張るがお金は支援してほしい (小学生)
- ・ 家にお金がないので、進学をあきらめなくてはいけないかもしれなくて不安 (中学生)
- ・ 受験料、入学金等の負担が大きいこと (高校生)
- ・ 家から通える大学がたくさんあるとよい (高校生)

(支援関係者からの声)

- ・ 離婚を決意したひとり親は、住宅の確保に困難がある。実家に戻ることができない時、県営、市営住宅を対象としても募集が限られていて、すぐには入居できない。
- ・ 複数の子の親権を得たひとり親が、小・中学校の転校と保育所探しで、困難を感じている人が多い。
- ・ ひとり親が子に関するすべてのことを決定しなければならず、負担が大きい。
- ・ 離婚前から離婚直後が一番経済的にも勤めにおいても大変だが、転園なども年度途中では難しく、児童クラブにも定員がある。
- ・ 母親が就労の関係で朝起きられず、子どもが不登校気味になった。

3 課題の整理

調査結果等から明らかになった、子どもの貧困による主要な課題を以下の3つの観点から整理しました。

課題 1 家庭の養育環境が充分ではない

- 調査結果から、困りごとで「子どもの教育費」に次いで多いのが「日常の生活費」であり、子育てで大変なことでも「生活費全般の確保」です。「ガス、電気、水道量の減免があると助かる」「医療費負担ゼロにしてほしい」「児童扶養手当の増額を希望」「公営住宅にはいりたいが、なかなかくじが当たらない」という親の声もありました。
「父から養育費が入らず困っている」という高校生の声も寄せられました。
- 子育てと生計の維持を一人で担う母子家庭の母の半数近くが、非正規雇用で就業しています。「非正規雇用で生活が安定しない」「期間雇用のため更新してもらえない」「病気になると収入がない」「時給制なので仕事の割に給料が安い」などの悩みが寄せられました。
- 小学生を持つ母子家庭世帯の母の困りごとでは、「子どもと接する時間(世話・しつけ)」や「子どもに勉強を教えたり、一緒に宿題等をみてやれないこと」が他の年代層の子どもを持つ親より高くなっています。
- 父子家庭の父の困りごとを母子家庭の母と比較すると、「子どもの健康」や「忙しすぎる」「相談相手がない」などの項目に困り感が強くなっています。
- 学習の進捗に係る不安や、放課後から夜に子どもだけで家で過ごす子どもに対する心配の声もあります。
- 子どもからは、「勉強がわからなくても、親もわからなくて教えてもらえない」(小学生)「塾に行きたいがお金がないため行けない」(中学生)「勉強すればいいのだが、自分だけだとわからないところがある」(高校生)「勉強できる場所がほしい」(高校生)という声があります。
- 県内児童相談所での虐待対応件数は年々増加しています。(平成26年度 1,638件←平成22年度 839件) DV相談件数は毎年2,000件前後です。児童虐待やDVの背景に貧困や経済的不安が関係している場合も少なくありません。
- 親の疾病や経済的問題、離婚あるいは虐待を受けたことなどにより、家庭で生活することができず、児童養護施設や里親家庭で暮らす社会的養護の必要な子どもたちの中には、虐待等で心に傷を負ったり、障がいを持つ子どもが増えています。

＜課題の整理＞

- ・家庭学習や健全な食生活が不十分な子どもに対し、家庭機能を補完する取組が必要です。
- ・社会的養護の必要な子どもたちの多くは、きめ細やかな個別のケアが必要です。
- ・保護者の自立と就労を支援するとともに、パートや派遣などの非正規雇用から、収入の安定した正規雇用につなげる必要があります。
- ・子育て世代に配慮した公営住宅への入居の取組が必要です。
- ・支援の必要な家庭はそれぞれ個別の課題を抱えているため、相談を受ける側のきめ細やかな対応が必要です。

図 1-2-4 小学生を持つ母子家庭の母の困りごと上位3項目

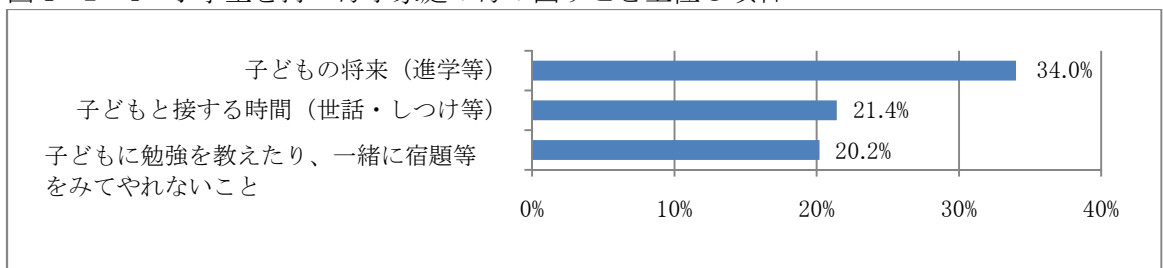


図 1-2-5 父子家庭の父の困りごと（母子家庭の母との比較で差の大きい項目）

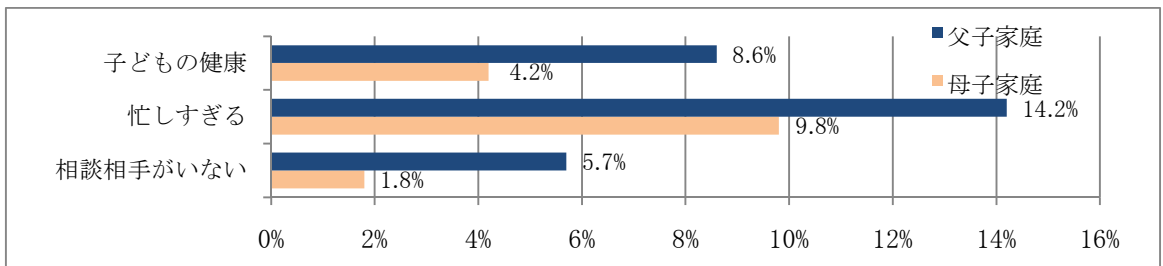
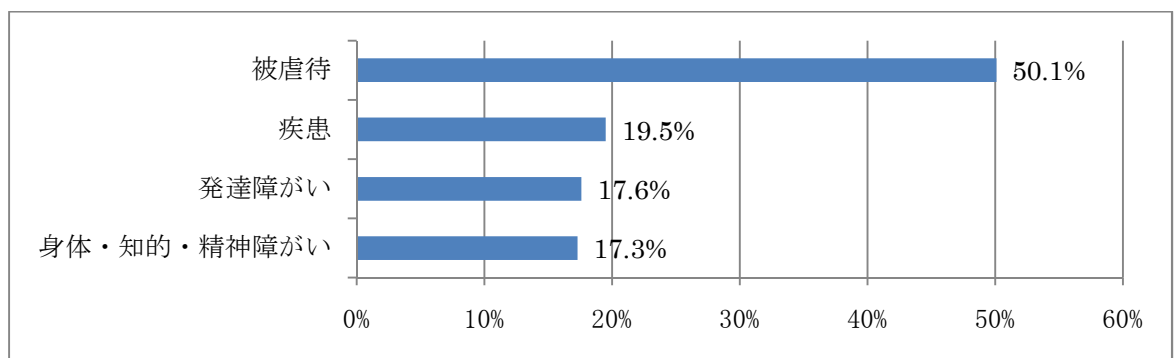


図 1-2-6 児童養護施設入所児童の状況（H26.3.1） ※重複有り



（資料）こども・家庭課

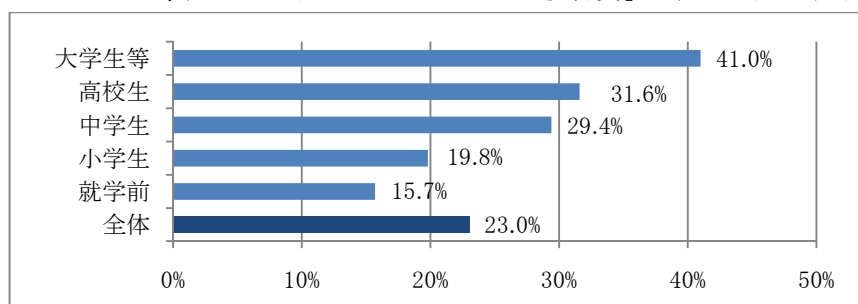
課題 2 多様な教育資源が選択できない

- 「勉強がわかるようになるまで教えてくれる場所で、みんなと一緒に勉強したい」といった、学びたいという子どもの声が数多くあります。
- 「家では勉強を教えられないので、無料や安価の学習塾をつくってほしい」といった、学ばせたいという親の声があります。
- 調査結果から、困りごとで多いのが「子どもの将来（進学等）」「子どもの教育費」であり、子育てで大変なことは「将来の進学のための学費の貯金等」となっています。
- 母子家庭世帯の母の困りごととして「子どもの教育費」と答えた人の割合は、子どもの年代が高くなるほど増加します。
- 母子家庭の母から「子どもの将来のための貯金ができない」といった声や「奨学金はいつか返さなければならない」といった子どもからの声があります。
- 日々の生活の中で、なかなか進学に向けた貯金をすることができず、「子どもが高校生になる頃から、教育費が増えるのに児童手当や就学援助がなくなり経済的に大変」という声があり、特に大学等進学に係る経費の負担感が強い状況です。
- 「お金がないから将来の夢はかなわない」という子どもの声や、「家庭の経済状況を子どもが理解し将来に夢や希望を見いだせない」ことを心配する親の声があり、実際、進学希望でありながら、経済的理由で進学をあきらめる子どもや、それを申し訳ないと思う親の声があります。

<課題の整理>

- ・教育費の負担軽減が必要です。
- ・特に、大学等に進学するための教育費負担を軽減する必要があります。
- ・子どもたちに、多様な学びの選択が可能となるよう機会の提供が必要です。

図 1-2-7 母子家庭の母の困りごと「子どもの教育費」と答えた人の割合（子どもの年代別）



(資料)こども・家庭課

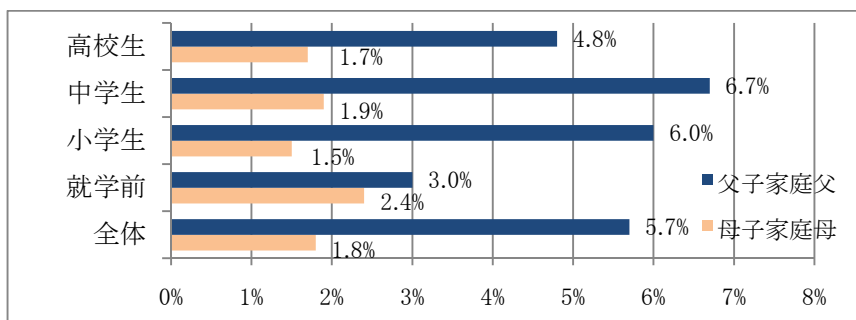
課題 3 要支援家庭の孤立

- 調査に寄せられたひとり親の意見の中には、「どこに相談したらいいかわからない」、「相談する相手もなく心細い思いをしている」、等の記載があり、どこに相談したらいいかわからずに、支援につながっていない要支援家庭があります。
- ひとり親の「相談相手がない」と答えた人の割合は、母子家庭と比べて父子家庭で高くなっています。
- 「家族が死んじゃったら生活はどうするか」（小学生）「お母さんが入院した時、家にとっと一人でとても困ったけど誰も助けてくれなかった」（中学生）など、親のことを心配していたり、不安に思っているひとり親家庭の子どもの声があります。
- 妊娠届の未提出、妊婦健診の未受診、乳幼児健診の未受診の家庭があり、支援の必要な家庭を把握する機会につながらない家庭があります。
- 不登校やいじめ、学力不振といった学校での課題の背景に、家庭の経済状況等が影響を及ぼしている場合があります。
- 児童虐待通告の急増により、児童相談所が児童虐待対応に追われる状況があります。

<課題の整理>

- ・市町村での「子育て世代包括支援センター」の設置促進を図り、新生児訪問や、乳幼児健診などを通じ、支援の必要な家庭を把握し、支援につなげる母子保健の取組みを強化する必要があります。
- ・学校や地域における貧困家庭や子どもの課題を要保護児童対策地域協議会等につなげ、ともに子どもと家庭を支援する体制の強化が必要です。
- ・市町村とともに子どもや家庭の支援を行う児童相談所の体制を強化する必要があります。

図 1-2-8 ひとり親の困りごと「相談相手がない」と答えた人の割合（子どもの年代別）



(資料)こども・家庭課

第2章 基本目標・あるべき姿

経済的に困難な状況にある子どもが増加する傾向にあり、家庭の養育環境により子どもの将来が左右されてしまう場合が少なくありません。

第2章では、子どもの貧困対策を推進するための「基本目標」とその目標からみた「あるべき姿」を示しました。

＜基本目標＞

**生まれ育った環境にかかわらず
すべての子どもが夢と希望を持って成長する長野県を目指して**

長野県の未来を担う子どもたちが、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることは、子ども自身にとっても社会にとっても必要です。しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくありません。

いわゆる貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないことです。

子どもたちの将来をより一層輝かしいものとするためには、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、保護者への生活の支援、就労支援などとあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが何より重要です。

行政や子どもの育ちに関わる者はもとより、県民全体で、子どもたちが夢と希望をもって成長し続けていける長野県の実現を目指しましょう。

＜基本目標からみた「あるべき姿」＞

子どもたちが夢と希望を持って成長するためには、心身ともに健やかに成長することができ、安心して過ごすことのできる環境が必要です。

また、夢と希望をかなえるために必要な「学ぶ力」をつけるために、学びたいことが学べることが重要です。

成長して自立するときに、選択肢が限定されることがないように、夢と希望に向かった自立ができるような取組が求められます。

あるべき姿1 すべての子どもが安心して過ごすことができる

子どもたちが夢と希望を持って自立していくには、健やかな成長のための安心して生活できる環境が重要です。しかしながら、経済的課題などを抱え親子共に心身が不安定な状況になると、家庭での養育に課題が生じる場合があります。

市町村等とともに家庭の養育、保護者の自立・就労を支援し、子どもたちが不安なく、安心して生活できる長野県を目指します。

あるべき姿2 すべての子どもが学びたいことを学ぶことができる

貧困の連鎖を断つためには、「学ぶ力」をつけることが重要です。経済的理由で学びたいことが学べない、といったことがないように、子どもたちの「学び」を応援します。

子どもたちが、それぞれの夢と希望を実現できるように、学びたいことが学べる長野県を目指します。

あるべき姿3 すべての子どもが多様な自立を実現できる

低所得世帯などでは、子どもに早期の自活が迫られがちである一方、家庭の事情や経済的理由により、就職に必要な資格取得や専門職に就くための学習や進学希望がかなわない子どもがいます。

経済的理由で、進路の選択肢が限られることがないように、希望する自立が選べる長野県を目指します。

第3章 総合的な施策展開

「子どもの貧困対策」は様々な分野の施策を総合的に展開する必要があります。

第3章では、「あるべき姿」を実現するために講じる総合的な施策展開を記載しました。

＜あるべき姿1＞ 「すべての子どもが安心して過ごすことができる」

◇保護者の自立・就労支援と養育環境の整備

＜就業支援＞

- 県内4福祉事務所に設置する就業支援員がひとり親からの就業相談への対応や、就業情報の提供、職業紹介等を行うとともに、資格取得のための給付金の支給や入学金等の貸付、技能習得のための講習会の開催、高卒認定資格試験合格に向けた学び直しに対する助成などにより、ひとり親の就業を支援し、子どもの健やかな成長に必要な収入の確保を応援します。
- 企業訪問による求人開拓とともに、地方事務所においてハローワーク求人情報を活用した職業紹介等を実施し、子育て期の女性やシングルマザーなどの就職を支援します。
- 市町村等と連携した身近な地域での就業相談などにより、子育てなどを理由に離職した女性の再就職を支援します。
- 短時間正社員制度や在宅勤務制度など多様な勤務制度の導入や職場環境の改善に取り組む企業を職場いきいきアドバンスカンパニーとして認証し、企業の取組を広く発信します。

＜生活就労支援＞

- 市と連携して全県23箇所に設置した「生活就労支援センター」で、生活困窮者からの相談に対応するとともに、住居確保給付金の支給による住居の確保、就労に向けた準備支援、住居喪失者に対する一時的な宿泊場所や衣食の供与、家計再建に向けた相談など、それぞれの方の状況に応じて自立・就労に向けたきめ細かい支援を行います。
- NPOをはじめとした民間の支援団体等が実施する生活困窮者の居場所の確保等の取組に対して助成します。
- 生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、就労自立給付金の支給、就労支援員の配置等により、生活保護受給者の自立を促進します。

＜養育環境整備＞

- 保健福祉事務所の母子・父子自立支援員による生活全般の相談支援、支援施策に関する情報提供や生活安定のための講習会の開催、家庭生活支援員の派遣などにより、ひとり親家庭の生活・子育てを支援します。
- 相談窓口において、養育費の取決め・確保の重要性等の周知啓発を行うとともに、母子・父子自立支援員等が適切に対応できるよう資質の向上を図り、養育費相談センターや日本司法支援センター（法テラス）等の専門機関との緊密な連携に努めることで、養育費に関する相談支援の強化を図ります。
- ひとり親家庭に支給する児童扶養手当の第2子以降の加算額を増額するほか、母子父子寡婦福祉資金のうち子どもの修学資金の貸付限度額の増額や返済期間の見直しを行い、経済的負担の軽減を一層図ります。
- 児童手当の支給を通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。
- ひとり親家庭の医療費について、自己負担額に対する助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

- ひとり親家庭等の県営住宅への入居に際しては、優先入居を行うとともに所得等に応じて家賃減免を行い、自立に向けた住居の確保を支援します。
- ひとり親家庭等のうち低所得世帯の保育料、複数の子どもの同時入所による第2子以降の保育料、複数の子どもの同時入所を要件としない低所得世帯の第2子以降の保育料、複数の子どもの同時入所を要件としない第3子以降の保育料を軽減します。
- 子育て世代包括支援センターの運営を支援し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点づくりを推進します。
- 地域における多様な保育や子育て支援事業の担い手となる子育て支援員の育成を図ります。
- 子どもが望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を実践できるようにするため、栄養教諭の配置拡充などにより学校における食育を一層推進します。
- 健全な食生活を通じて子どもたちの健やかな成長を図るため、県民大会・地域フォーラムの開催等を通じ、関係機関と連携して食育の推進を図ります。

◇子ども・家庭への支援

<家庭の補完機能の充実>

- 放課後や休校日等に保護者が家にはいない子どもが安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後こども教室の運営・整備を支援します。
- 食事が不十分であったり、帰宅後に子どもだけで過ごすことが多い貧困家庭等の児童に対し、企業等から寄贈された食材を活用して食事を提供するとともに、学習支援や相談などの一場所多役の居場所づくりを行います。

<児童養護施設における家庭的養護の推進>

- 社会的養護が必要な子どもたちが、特定の大人との愛着関係の下で健やかに育ち、自立に向けた意欲を持つことができるよう、里親の下やファミリーホームで生活する子どもの増加、児童養護施設の小規模化・地域分散化など、家庭的養護の推進を図ります。

<支援機能の強化>

- 子ども支援センターを設置し、チャイルドラインなど様々な子どもに関する相談機関と連携しつつ、経済的な困難を抱える世帯の子どもや保護者からの相談に応じ、支援機関につなぐなど具体的な対応を行います。
- 学校生活に関する様々な問題の改善を図るため、「学校生活相談センター」を設置し、臨床心理士の配置や24時間電話対応による児童生徒の悩みに寄り添う電話相談を実施します。
- スクールカウンセラーを学校に配置し、子どもからの相談に応じるとともに、教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置して福祉機関等との調整を行うことにより、経済的な問題により困難を抱える子どもを学校で早期に把握し、福祉につなぐ仕組みを構築します。
- 児童相談所において、経済的な問題を含めた養護相談に応じるとともに、放任や養育困難な状況に置かれた子どもに対しては速やかに一時保護や措置を行うなど、福祉事務所等の関係機関とも連携して、経済的な問題により困難を抱える子どもの救済を図ります。

- 虐待相談対応等児童相談所の業務量増大に対処するため、児童相談所広域支援センターを設置し、体制の強化を図ります。
- 児童に関する家庭や地域からの専門的な相談に応じるとともに、市町村に対し、児童家庭相談への対応について助言等を行う「児童家庭支援センター」の運営を支援することにより、虐待等に切れ目なく対応する児童家庭相談体制を構築します。
- ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じた職業生活設計の個別相談、就職情報の提供、職業紹介の機能を強化し、就職に悩みを抱える若者等の職業的自立を図ります。
- 県内の未就職の若者等を対象に職場実習を含む研修を実施し、企業が求める人材を育成して若者の正社員としての就労を促進します。

〈あるべき姿2〉 「すべての子どもが学びたいことを学ぶことができる」

◇教育に伴う経済的負担の軽減

〈高等学校等〉

- 高校教育の機会均等に資するため、経済的負担を軽減する必要がある世帯の子どもの高校授業料に充てるための就学支援金を交付します。また、中途退学者が再入学した場合も同様に支援金を交付し、学び直しを支援します。
- 私立高校の授業料や入学金の減免を行う学校法人に対して補助を行います。
- すべての高校生が経済的な事情に左右されずに安心して教育を受けられるよう、住民税非課税世帯の保護者に「奨学のための給付金」を支給し、授業料以外の教育費(教材費、修学旅行費、部活動費など)負担軽減を図ります。
- 経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金や遠距離通学費を貸与するとともに、高校生の遠距離通学の実態把握に努めます。
- 教育支援資金(生活福祉資金)の貸付上限額を引き上げ、生活困窮世帯の子どもの大学や高等学校等の修学を支援します。
- 高校の定時制課程や通信制課程への修学を奨励するため、修学奨励金の貸与や教科書等の購入費の補助を行うとともに、夜間定時制高校の夜食費の一部を負担します。
- 特別支援学校の高等部生について、保護者の経済的負担を軽減するため、教科用図書等の購入費など就学に係る経費を補助します。
- 保護者の負担軽減と学用品等の再利用や有効活用の観点から リデュース、リユース、リサイクルを促進します。

〈大学等〉

- 経済的な理由で大学への進学が困難な生徒を支援するため、県内の大学・短大に進学する際の入学金等の一時金に対して奨学金を給付します。
- 民間企業からの寄付金を基にした奨学金制度により、児童養護施設に入所又は里親への委託措置を受けていた子どもの大学、短大、専門学校等への進学を支援します。また、経済的困難を抱えながら、県内大学に進学した学生に対し、在学中の修学資金を支給します。
- 児童養護施設等を退所又は里親等への委託措置を解除された児童が安定した生活基盤を築き、円滑に自立していけるよう、就職や大学、専門学校等に進学する際の生活費等に対して、返還免除型の資金の貸付けを行います。
- 介護福祉士、看護師、保育士養成施設に在学する学生に対し、返還免除型の修学資金を貸与することにより、修学を支援します。
- 経済的な支援が必要な私立専門学校生に対して授業料の補助を行うとともに、修学支援アドバイザーを配置し修学を支援します。

◇貧困の連鎖を断つ「学ぶ力」づくり

＜保育・幼児教育＞

- 学ぶ力の基礎を作るために重要な乳幼児期に質の高い保育・教育を受けられるよう、保育所や幼稚園、認定こども園における系統的な研修の実施により、保育士・幼稚園教諭の資質向上に取り組みます。
- 家庭環境等に左右されず、全ての子どもが自然や地域資源を活用した多様な体験を通して、豊かな幼児期を過ごすことができるように、「信州やまほいく」(信州型自然保育)の普及に取り組みます。

＜小中学校・高等学校＞

- 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うため、30人規模学級編制や小人数学習集団編成等に必要な教員を配置し、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ります。
- 保護者や地域住民が学校運営に参画し、学習支援や教育環境の整備などの教育活動を支援する「信州型コミュニティスクール」の設置を推進します。
- 中学生の家庭学習の工夫・改善に関する研究により、新たな家庭学習モデルの普及を図ります。また、教員の部活動指導の負担を軽減することにより、教員が放課後に補充的な学習サポートを行う時間を確保する取組を行うなど、学校における家庭学習・補充学習の取組を強化します。
- 経済的・精神的に不安定なひとり親家庭の子どもに対し、学習環境の定着を図るため、子どもの居場所の中で、学習支援ボランティアを活用した学習支援や進路相談を行います。
- 経済的な理由や家庭の事情で、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていない中学生を対象に、地域住民の協力により学習支援を行う「地域未来塾」を支援します。
- 生活困窮世帯の不登校等の中学生・高校生を対象に、市町村や市町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習支援を行い、子どもの自立を支援します。
- 県立高校の中途退学を未然に防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談体制の整備や個に応じた学習支援の実施など生徒が高校での学びを継続できるよう支援します。
- 発達障がいの子どもの支援のため、個々の適性や興味に応じた指導を様々な教育機関と連携して行い、個性を伸ばし自信や自尊心を育みます。

◇子どもの未来を切り拓く多様な教育の充実

- 社会変化の激しい時代のなかで必要となる基礎的・基本的な知識・技能やそれを活用する力、コミュニケーション力等、子どもが自ら未来を切り拓いていく21世紀型の学力を伸ばす取組を行います。
- 子どもたちが意欲をもって学び、実社会で必要となる実践力やコミュニケーション力を身に付けるため、情報通信技術(ICT)を活用した学力の育成を図ります。
- 児童生徒の職業観や社会性を育成するため、地域社会、産業界と連携し、職業体験、就業体験

を推進します。

- 自らが生まれ育った地域を理解し、ふるさとに誇りと愛情を持ち大切にできる心情を育むため、県立高校において長野県の歴史・文化等に係る学習や地域の特色を生かして独自に取り組む探究的学習を実施します。

＜あるべき姿3＞ 「すべての子どもが多様な自立を実現できる」

◇子どもの自立と就労への支援

＜経済的支援＞

- 経済的な理由で大学への進学が困難な生徒を支援するため、県内の大学・短大に進学する際の入学金等の一時金に対して奨学金を給付します。
- 民間企業からの寄付金を基にした奨学金制度により、児童養護施設に入所又は里親への委託措置を受けていた子どもの大学、短大等への進学を支援します。また、経済的困難を抱えながら、県内大学に進学した学生に対し、在学中の修学資金を給付します。
- 経済的な支援が必要な私立専門学校生に対して、授業料の軽減や修学支援アドバイザーの配置による個別相談などの支援を実施します。
- 介護福祉士、看護師、保育士養成施設に在学する学生に対し、返還免除型の修学資金を貸与することにより、修学を支援します。
- 児童養護施設等を退所又は里親等への委託措置を解除された児童が安定した生活基盤を築き、円滑に自立していけるよう、就職や大学等に進学する際の生活費等に対して、返還免除型の資金の貸付けを行います。

＜相談支援等＞

- 児童養護施設等を退所して就職等する児童に、共同生活を行う住居を提供して、生活指導及び就業支援などを行う自立援助ホームの運営を支援します。
- 児童福祉施設等を退所する子どもに対し、就職や住居の賃借の身元保証人となる施設長を支援し、施設入所児童の自立を促進します。
- ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じた職業生活設計の個別相談、就職情報の提供、職業紹介の機能を強化し、就職に悩みを抱える若者等の職業的自立を図ります。
- 県内の未就職の若者等を対象に職場実習を含む研修を実施し、企業が求める人材を育成して若者の正社員としての就労を促進します。

○主な達成目標

これまで掲げた施策により、以下の目標を達成します。

指標名	現 状	目 標 (平成29年度)	備 考
生活保護世帯の児童の 高校等進学率	93.5% (H25年度)	95.0%	専修学校等を含む。全体の 進学率に近づくよう設定
児童養護施設入所児童 の高校等進学率	89.3% (H25年度)	95.0%	専修学校等を含む。全体の 進学率に近づくよう設定
児童養護施設入所児童 の大学等進学率	35.3% (H25年度)	40.0%	専修学校等を含む。全体の 進学率に近づくよう設定
ボランティアによる学習 支援実施箇所数	4箇所 (H27年度)	8箇所	県のモデル実施から市町村 への移管を予定
母子家庭等就業・自立 支援センター登録者の 就業率	80.0% (過去3年の平均)	80.0%	ひとり親家庭に対して就職 のための支援を行う「母子 家庭等就業・自立支援セン ター」の登録者のうち、就業 に至った割合

(注) 進学率の現状の数値は、いずれも平成24年度末卒業者の平成25年度における進学の状態を示したものの。

第4章 基本目標に向けた「重点的な取組」

- <取組1> 長野県の地域資源を活用した家庭養育の補完の仕組みづくり
- <取組2> 切れ目ない教育費の負担軽減等による子どもの希望を実現できる学びの支援
- <取組3> 早期の課題解決に向けたアウトリーチ型支援による要支援家庭の孤立化の防止

第4章では、第1章で整理された3つの課題に対して、重点的に取り組む事項を記載しました。

＜取組 1＞

長野県の地域資源を活用した家庭養育の補完の仕組みづくり

- ・子どもの居場所づくりの促進
- ・家庭的養護の推進
- ・保護者の自立・就労支援
(ひとり親家庭の就業支援・生活困窮者等の就労支援)

重点的な取組

子どもだけで家で過ごす時間の長い子ども、生活習慣の確立や学習習慣の定着が不十分な子どもに対し、学習支援や食事の提供、相談支援等を地域で行う、一場所多役^{*}の居場所づくりを促進します。

社会的養護の必要な子どもたちについて、里親委託を推進するとともに、施設における小規模ケアや科学体験学習等を支援し、家庭的な養育環境づくりを推進します。

ひとり親の高等職業訓練のための返還免除型の資金を貸し付け、就職に有利な資格取得を支援し、寄り添い型の支援により、就労に課題を抱える保護者の自立・就労支援を推進します。

【子どもの居場所づくりの促進】

- ・居場所づくりの担い手育成、居場所に関心のある関係者の学びの場づくり

青少年サポーターを対象にした研修等により居場所を担う地域のボランティアの担い手育成を進めるとともに、居場所に関心のある関係者の学びの場づくり、担い手のネットワーク化を図ります。

- ・“一場所多役”の自立的・持続的な居場所普及の観点からのモデル事業の実践

食材を活用した貧困家庭等の子どもに定期的に食事提供を行う仕組みの構築と、学習支援等を組み合わせた居場所づくりモデル事業を実施します。

「学び」に着目した居場所づくり、「子どもの相談体制」に着目した居場所等、地域特性に応じた多様なモデルづくりに取り組みます。

- ・県内各地での“一場所多役”の居場所立ち上げ支援

長野県将来世代応援県民会議（仮称）などで市町村等とともに検討を行い、居場所の担い手に対する支援を行います。

【家庭的養護の推進】

- ・「児童相談所広域支援センター」の新規設置

中央児童相談所に、県内5か所の児童相談所の専門的・困難な業務を分担・支援する「広域支援センター」を新たに設置し、養育に悩みを抱える里親への訪問・相談による支援を強化します。

- ・「里親委託推進事業」の拡充

登録希望者に加え市町村など関係者に向けて「里親推進フォーラム」を実施し、里親制度の理解の促進と登録増加を図ります。

- ・「家庭的養護推進研修」の新規実施

新たに、児童養護施設の家庭的養護におけるケアの質向上や専門的ケアの充実を促進する

ため、家庭的養護推進研修を実施します。

・「児童養護施設入所児童“未来”支援」の新規実施

新たに、児童養護施設が実施する科学体験学習等を支援します。
 (「長野県こどもの未来支援基金」活用事業)

【保護者の自立・就労支援等】

・「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付」(返還免除型)の創設

就職に有利な資格取得のための養成校修業に際し、従前の高等職業訓練促進給付金に加えて、新たに返還免除型貸付金を創設し、ひとり親家庭の自立を促進します。

・生活困窮者等の支援

生活困窮者等のための自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援等を行う寄り添い型の信州パーソナル・サポート事業(生活就労支援センター等による支援)の実施か所、支援員を拡充し、保護者の自立・就労を促進します。

・経済的支援の拡充

児童扶養手当の第2子以降の加算額を増額することにより、経済的に支援します。

・ひとり親家庭の雇用促進のための減税

新たに母子家庭の母又は父子家庭の父を雇用した個人又は法人に対し、雇用する事業年度に係る事業税の減税を実施し、雇用の促進を図ります。

長野県の地域資源・自然資源を活かした「子どもの居場所」
 ～みんなで支える、安心して過ごせる、一場所多役～

(スタッフ)

- ・日常的に携わる者(マネージャー)
- ・地域の支援スタッフ(学生・教員OB・青少年サポーター)
- ・まちの保健室等の専門職

(実施場所)

児童館、公民館等

- ・空き家、空き店舗、既存店舗内のスペースの活用
- ・高齢者向け施設等との連携
- ・森、里山、農地などの自然環境を活かした取組

(活動例)

- ・遊び、調理実習等諸活動
- ・学習支援
- ・食事の提供
- ・相談や話し相手

担い手の育成

取組・担い手の拡大・ネットワーク化
 (高齢者、企業、青少年等)

食材確保にフードバンクや
 農家との連携

*** 一場所多役の居場所とは**

自立的、持続可能な居場所とするため、大学生や高齢者等が子どもと触れ合うことで、学び、生きがいつくりにつながるような支援側にとっても意義のある活動体制、または、店舗等との併設により既存の機能の強化となるものなど、複数の機能、役割を持つことで相乗効果をもたらすような居場所。

＜取組２＞

切れ目ない教育費の負担軽減等による子どもの希望を実現できる学びの支援

- ・給付型奨学金等の充実
- ・資格取得のための返還免除型貸付金の拡充

重点的な取組

負担感の強い高校や大学等の教育費の軽減を図るため、給付型奨学金や資格取得のための返還免除型貸付金の取組を充実し、高校・大学等への進学を希望しながら、経済的な理由で進学が困難な状況にある子どもが、安心して高校・大学等へ進学できるよう支援します。

【学校の授業料等に対する負担軽減策】

○授業料の軽減

・私立専門学校授業料軽減

私立専門学校の授業料軽減補助の対象校を拡大するとともに、修学支援アドバイザーによる修学相談等を充実します。

・高等学校等授業料軽減

高校教育の機会均等に資するため、経済的負担を軽減する必要のある者に対して高等学校等の授業料に充てるための就学支援金を交付します。

○入学金、授業料、教材費等経費負担の軽減

・給付型の大学等修学奨学金

民間企業からの寄付金等を基にした奨学金制度により、児童養護施設に入所又は里親への委託措置を受けていた子どもの大学、短大等への進学を支援します。また、経済的困難を抱えながら、県内大学に進学した学生に対し、在学中の修学資金を支給します。

・高等学校奨学のための給付金

市町村民税所得割非課税世帯の高校生等の保護者に授業料以外の教育費(教材費、修学旅行費、部活動費など)を支給する「奨学のための給付金」について支援額を増額し充実を図ります。

【学校等における多様な未来を切り拓く教育の実施】

・未来を拓く学力向上

社会変化の激しい時代のなかで必要となる基礎的・基本的な知識・技能やそれを活用する力、コミュニケーション力等、子どもが自ら未来を切り拓いていく21世紀型の学力を伸ばす取組を行います。

・キャリア教育支援

児童生徒の職業観や社会性を育成するため、地域社会、産業界と連携し、職業体験、就業体験を推進します。

【自らの学びへの支援】

・ 困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場の応援

不登校やひきこもり等の困難を有する子ども・若者の学びや社会的自立を支援している団体に対して助成をし、自立支援を応援します。

・ 児童養護施設退所者支援

新たに、児童養護施設退所者等に対し、資格取得費や家賃相当額や生活費を返還免除型で貸し付けを行い、自立を支援します。

・ 保育士資格取得者支援

介護福祉士養成施設や看護師養成施設で資格取得を目指す者への返還免除型貸付金に加え、新たに、保育士養成施設で資格取得を目指す者に対し、学費、生活費、入学準備金、就職準備金を返還免除型で貸付けを行い、修学を支援します。

子どもの年代区分別教育費軽減の取組み

区 分	現 状	28 年度からの取組
大学等	<p>< 給付型奨学金等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内大学進学のための入学金等一時費用奨学金 [県内大学奨学金給付事業] ・児童養護施設退所者等の大学等修学費用奨学金 [飛び立て若者！奨学金] ・私立専門学校が授業料を一部減免した場合の補助[私立専門学校生に対する経済的支援] <p>< 返還免除型貸付金 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士養成施設の学費相当費、生活費等の貸付[介護福祉士等修学資金貸付] ・看護師養成施設の学費相当費等の貸付[看護職員修学資金貸与] <p>< 貸付金 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯等に必要な資金を貸付[母子父子寡婦福祉資金] 	<p><u>給付型奨学金等充実</u></p> <p>< 給付型奨学金等 ></p> <p>(新)県内大学修学費用奨学金[県内大学修学のための奨学金]</p> <p>(拡)私立専門学校が授業料を一部減免した場合の補助について対象校を拡大して実施[私立専門学校生に対する経済的支援]</p> <p>< 返還免除型貸付金 ></p> <p>(新)児童養護施設退所者等の家賃相当費、生活費、資格取得費の貸付[児童養護施設退所者等自立支援資金貸付]</p> <p>(新)保育士養成施設の学費相当、生活費等の貸付[保育士修学資金貸付]</p>
高等学校	<p>< 授業料 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料に充てるための支援金を交付[高等学校等就学支援金交付金(公立・私立)] ・私立校が授業料を減免した場合に補助[私立高等学校授業料等軽減事業補助金] ・中退後に再び高等学校等で学び直すための授業料に充てるための支援金を交付・助成[高校生の学び直し支援(公立・私立)] <p>< その他教育費 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材費、通学用品費等を給付[高等学校等奨学のための給付金(公立・私立)] ・修学奨励のために奨学金を貸与[高等学校等奨学資金貸付金(公立・私立)] ・遠距離通学費を貸与[高等学校等遠距離通学費貸与金(公立・私立)] ・働きながら学ぶ生徒を支援するため修学奨励金を貸与(卒業時に返還免除)[高等学校定時制・通信制課程修学奨励金(公立・私立)] <p>等</p>	<p><u>奨学給付金充実</u></p> <p>(拡)教材費、通学用品費等を非課税世帯の給付単価を増額して給付[高等学校等奨学のための給付金(公立・私立)]</p>
小学校・中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等を援助[就学援助制度] [特別支援学校就学奨励費] 	<p><u>就学援助充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な家庭が就学援助を受けられるよう、広報等の促進
保育所・幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・所得に応じた保育料設定 ・兄弟同時入所の場合、第2子の保育料を半額、第3子の保育料を全額減免 ・兄弟同時入所要件なしに第3子以降の保育料を軽減する市町村を支援 ・ひとり親世帯等の非課税世帯は保育料を全額減免、低所得世帯は1,000円軽減 	<p><u>保育料軽減充実</u></p> <p>(拡)低所得世帯は兄弟の同時入所要件なしに第2子の保育料を半額、第3子の保育料を全額減免</p> <p>(拡)ひとり親世帯等の非課税世帯は保育料を全額減免、低所得世帯は第1子半額、第2子以降全額減免</p>

＜取組 3＞

早期の課題解決に向けたアウトリーチ型支援による要支援家庭の孤立化の防止

家庭への支援機能の強化

- ・信州母子保健推進センターの機能強化
- ・スクールソーシャルワーカーの拡充
- ・児童相談所の体制強化

重点的な取組

アンケートにおいても、相談する場所がわからないといった声が寄せられており、要支援家庭の孤立化を防止するため、市町村の保健師や、民生児童委員、スクールソーシャルワーカーが要支援家庭の課題を早期に発見し、寄り添い、アウトリーチ（＝訪問による積極的な働きかけ）により支援につなげる体制を強化し、市町村の要保護児童対策地域協議会へつなげます。

【家庭への支援機能の強化】

・信州母子保健推進センターの機能強化

全市町村の保健センターや子育て世代包括支援センターが、同水準で妊娠から子育てまでを一貫して支援し、要支援家庭の課題を早期発見できるような体制を作るため、産後ケアアドバイザーの派遣や情報共通ツールの普及啓発などに新たに取り組み、「信州母子保健推進センター」の機能を強化します。

・スクールソーシャルワーカーの拡充

いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対応するため、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、地域や専門機関と連携して、困難を抱える児童生徒を取り巻く環境の改善に向けて総合的な支援を行います。

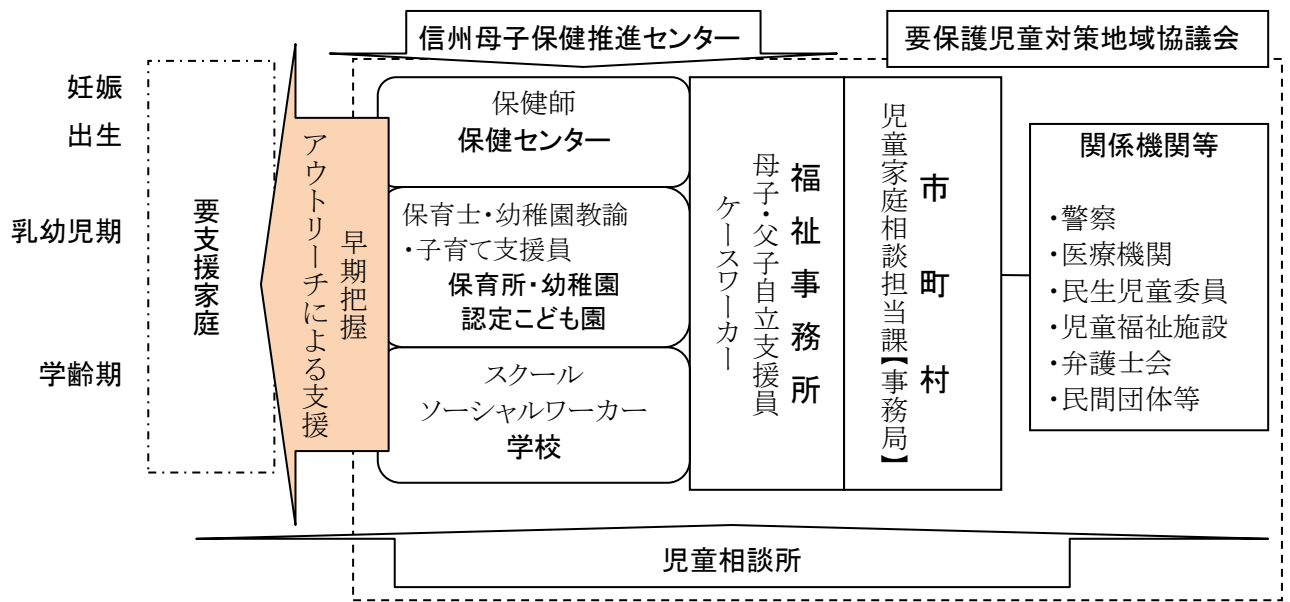
・児童相談所広域支援センターの新規設置

中央児童相談所に、県内5か所の児童相談所の専門的・困難な業務を分担・支援する「広域支援センター」を新たに設置し、日常の虐待相談対応に集中できる体制を確保することで「子どもの権利を守る最後の砦」としての機能強化を図ります。

・要保護児童対策地域協議会への支援

市町村が設置する要保護児童対策地域協議会が要支援家庭等を早期に把握し、必要な支援につなぐことができるよう、関係機関が持つ役割・機能を横断的に結集し、連携強化に向けた総合的な支援を行います。

○子どもと家庭への切れ目ない支援



第5章 推進体制

第5章では、基本目標の実現に向けて、策定した計画に基づき、「子どもの貧困対策」を着実に推進するための推進体制について記載しました。

下記により推進体制を整備し、計画の着実な推進により「子どもの貧困対策」に取り組みます。

1 長野県将来世代応援県民会議の立ち上げ

長野県、市町村、民間企業、NPO等により組織する「長野県将来世代応援県民会議（仮称）」により、長野県の未来を担う子どもたちが夢と希望を持って自立していくために、オール信州で子どもや家庭を支える運動を展開します。

2 子どもの貧困対策推進チーム

長野県の関係部局により組織する子どもの貧困対策推進チームにより、貧困な状況にある子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず夢と希望を持ってチャレンジできるような施策を連携して推進します。

3 PDCAサイクル

実施した施策・事業の効果を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、その進捗状況等に応じ、計画の見直しを行います。

計画の進捗管理は、共同して推進する組織である県民会議において実施します。

4 計画の改定

県民、市町村、関係団体等と意見交換を実施し、意見を踏まえた施策や市町村等と連携する取組について更なる検討を行い、平成29年度末を目途に改定します。